

定期券は **正しく使おう!**

定期乗車券は大変お得で便利な乗車券です。

ルールを守って正しく使用しましょう。

① 運転士にはつきり提示しよう

有効期限や使用区間を手で覆ったり、
しっかり提示せず下車することのないようにしましょう。
見えやすい定期入れをお使いください。

② 貸し借りはできません

当社の通学定期券は記名式となっています。
記名された本人のみのご使用をお願いします。
友達同士の貸し借りは禁止されています。
(※通勤定期券は無記名式ですのでこの限りではありません。)

③ 使用期間を守ろう

定期券は有効期間内であれば何回でも乗車できますが、
期間が過ぎたものは無効です。期限切れにご注意ください。
たとえ本人が期限切れに気づいていなかったとしても、
規則上は不正乗車とみなされます。

④ 区間を守ろう (乗越し注意!)

券面記載の通用区間以外で使用された場合には、
一旦下車したものとし、区間外の運賃は所定の運賃を追加でお支払いください。

※不正に区間外使用した場合には定期券が無効となり回収します。

例) 西新湊-米島口の定期券をお持ちで、西新湊-高岡駅間を乗車する場合、
西新湊-米島口が250円 西新湊-高岡駅間が350円なので、
定期券を提示し差額100円を払えばいいという考えは誤りです。
定期券が米島口までなので、再乗車された運賃になり米島口-高岡駅間の250円が別途必要となります。

不正乗車が確認された場合、、、

その場で定期券を**無効として回収**し、**運賃と増運賃を請求**いたします。
請求額は不正乗車区間の運賃 + 増運賃 (その2倍額) で計3倍額となります。
さらに期間が過ぎていた場合は、過ぎていた日数を掛けたものとなります。
これは、鉄道営業法第十八条及び軌道運輸規定第八条に基づいて請求されるものです。
不正乗車は**詐欺行為と同等**で、法律により罰せられます。

※現金及び回数券で乗車の場合も、運賃をたしかめ正しい運賃をお支払ください。

